

平成 28 年度第 1 回岡崎市水循環推進協議会 会議録

1 会議の日時

平成 28 年 6 月 27 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 15 分

2 会議の場所

岡崎市役所東庁舎 2 階大会議室

3 会議の議題

- (1) 水環境創造プランの進捗状況について
- (2) 緑のダム部会について

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員

学識経験者	富永 晃宏（会長）
学識経験者	井上 隆信
学識経験者	蔵治 光一郎
学識経験者	長谷川 明子
関係団体	天野 博
関係団体	黄木 勝敏
関係団体	大島 康司
関係団体	眞木 宏哉
関係団体	片岡 喜幸
市民	浅岡 悦子
市民	檀 広実
市民	中根 久雄
市民	山口 晴江
国	大森 正昭
愛知県	北原 一郎

(2) 欠席委員

学識経験者	長井 正博
学識経験者	丸山 泰男

5 事務局職員

環境部長

柴田 和幸

経済振興部農林担当部長

寄田 宣幹

環境部次長（環境総務課長兼務）		柴田 耕平
林務課長		鈴木 英典
環境総務課	総務調整班班長	蜂須賀 功
環境総務課	総務調整班主任主査	鈴木 久美子
環境総務課	総務調整班主事	井上 崇也
林務課	林政班班長	鈴木 久美子
林務課	林政班主任主査	鈴木 智
都市計画課	土地利用班班長	植山 論
上下水道局総務課	財政担当課長	浅井 隆雄

6 説明のために出席した重点施策担当課職員

環境保全課	自然共生班班長	太田 光之
環境保全課	自然体験班主任主査	山之内 学
環境保全課	環境保全班技師	福原 浩之
廃棄物対策課	汚水管理班班長	山本 寿男
廃棄物対策課	汚水管理班主事	渡辺 直也
農務課	総務班副主幹	杉田 文男
農務課	総務班事務員	大町 和也
河川課	施設管理班班長	浅井 隆
河川課	施設管理班主任主査	山下 敬巨
農地整備課	技術班主任主査	相原 真之介
上下水道局サービス課	排水設備班技術員	上田 紗奈江
上下水道局下水工事課	計画班技師	片桐 拓也

7 新任委員紹介

平成 28 年 6 月 27 日付けで片岡喜幸委員を委嘱した。（松田直人委員の委嘱を解除）

8 挨拶

- (1) 部長挨拶
- (2) 会長挨拶

9 議事録署名委員の指名

会長が議事録署名人として蔵治委員を指名した。

10 会議の公開

本日の部会を公開することとした。（傍聴者 3 名）

11 議事要旨

(1) 水環境創造プランの進捗状況について

岡崎市水環境創造プランの重点施策における平成 27 年度の実績について、資料 1 に基づき事務局から説明した後、資料 1 に対する各委員からの事前質問に対する回答を別紙 1 に基づき各重点施策担当課から説明した。その後、次の趣旨の質疑応答がなされた。

質疑、応答等

長谷川委員：

追加質問ということで、何点かお聞きしたい。

1-4 におけるイノシシによる獣害への対策というのは、専門家を入れたものなのか。緩衝帯を設けたとしても適切な場所になれば意味をなさないため、確認したい。

1-5 における皆伐に対する考え方について、経済的な観点から禁止することの難しさは理解しているが、だからこそ公共建築物には皆伐による木材を使用しないとする対応が求められるのではないか。

2-4 における年間雨天時放流汚濁負荷量が減少したとする部分で岡崎南部処理分区 BOD が対策前後で 35t/年と変わっていないのはどういう意味か。

3-1 において市民の意見を反映させるとのことだが、花を植えてほしい等の施策本来の目的ではない要望がされ、行政と市民の認識のかけ違いが起こらないように、まず何を優先していくのかを明らかにした上で、市民に対し意見を募るプロセスを大事にしていきたい。

環境保全課：(自然体験班主任主査)

(1-4) 緩衝帯の設定については、岡崎猟友会や森林組合の担当の方と一緒に山を歩き、被害場所の確認や緩衝帯設置の場所の選定を行っている。

林務課：(林務課林政班班長)

(1-5) 公共建築物を建てる際、工事と木材の発注が同じであるため、皆伐でない木材を除外することは難しい。また、皆伐したとしても、循環型森林経営の観点から植林を行うことを想定している。

上下水道局下水工事課：(計画班技師)

(2-4) 市内の合流区域には 59 カ所の夾雑物流防止施設が設置されており、この雨天時における排水量と BOD をシミュレーションと実測の値を用いて、合流区域全体の負荷量を出している。分流区域相当の BOD が 10あたり 40 mgの放流水となっているため、毎年モニタリングを行い、その値を超えないか確認をしている。

長谷川委員：

3-4 の回答の中で危惧されている池を設置することによる蚊の発生について、誤解されがちであるが池の生態系が確立していれば、トンボなどが捕食することで発生を抑えることができる。

また、事前質問の中にあるドイツでの事例は、雨水浸透度を高めることでより下水処理場の建設をしなくて済んだというもので、結果的にコスト削減につながった。汚濁負荷量の将来構造を考えた時、そうした対策について提案させていただいたものである。

さらに4-3において、そもそも特定外来生物に対する罰則規定を知らない方が多いが、300万円という高額な罰金刑である。飲酒運転が少なくなったのも、高額な罰金刑が科せられると周知されたことによる効果が大きい。罰則規定の周知が先行してしまうことへの懸念はもっともだが、周知することで得られる効果も確かにあると考えている。

環境保全課：（自然共生班班長）

(4-3) 回答における表現については、オオキンケイギクのように広範囲に広がっている特定外来生物は、法律の罰則規定に抵触するとは知らずに植替え等が行われる可能性も十分に考えられる中、行政としてなかなか刑を科すこと自体が難しいという趣旨で記載した。そのため、まずは何が特定外来生物か、それを移植や栽培することが法に触れることを分かりやすい形で啓発していきたい。そのうえで、より悪質な場合は罪を科すことが必要だと考えている。

長谷川委員：

その周知の中で、罰金300万円だと伝えることでより効果があると考えている。それを環境学習の中に盛り込んでいくことをお願いしたい。

環境保全課：（自然共生班班長）

市民に分かりやすい形で伝えていけたらと思う。

長谷川委員：

4-7 について、林内清掃というのが落ち葉を表土が露出するまで取るようなものなのか、単にごみ拾い程度のものなのか。落ち葉の取りすぎも良くない。

事務局：（環境総務課総務調整班主事）

ただ今の意見については、担当課に伝えさせていただく。

長谷川委員：

5-8 について、ただ単にアユを取って、食べることで終わるのではなく、水循環の観点からアユや他の魚がいるきれいな川を維持するにはどうすれば良いのかまで伝えることができる内容にしていきたい。

農務課：(総務班事務員)

今年も8月に事業の実施を予定しているが、パネル等の展示や一言説明に加えるなど方法を検討し、周知していきたい。

黄木委員：

岡崎市漁業組合としては、一年に一回は河川のシラハエの増繁殖の場所を造るなどして、アユ以外の保護している。

井上委員：

同じく5-8で、事故等の問題で河川内の実施が困難とあるが、2-6の水質一斉調査では河川内に入って調査をしている。例えば一緒になって、内水面の魚のことを啓発するといったことはできないのか。

農務課：(総務班事務員)

事故等の問題というのは、ゲリラ豪雨のような急な大雨による河川の増水で水難事故が起こり得ることである。問題が起こってからでは遅いとの考えから河川内での実施は難しいと回答させていただいた。

また、水質一斉調査との連携については、説明会の場等で周知を図っていけるように検討していきたい。

井上委員：

川は危険だから近づくなというのを市として伝えるのではなく、危険な時には近づかない、危険を察知できる子どもを育ててほしい。

蔵治委員：

1-1で事前質問した箇所、とりまとめ面積が平成27年度に県が間伐した面積ではないとの回答だが、そうすると平成27年度に岡崎市内で間伐された面積はどれぐらいになるのか。

林務課：(林政班班長)

事前に送付した資料1の1-1では、市が補助金を出した事業による間伐面積のみ記載しており、県等の実績は含まれていないため、数字としては出てこないが、平成27年度の間伐面積は279.61haとなっている。

蔵治委員：

1-5について、長谷川委員が言われたことには2つの要素があったと思う。それは、岡崎市内の人工林で皆伐することを悪だとするかどうかという議論と岡崎市が公共建築物を造る際、皆伐した木材を購入しないとする判断についての議論がある。私の意見として、前者については現在の法律を考慮した際、森林所有者に皆伐を禁止することは極めて困難である。そもそも日本の木材生産の体系、持続可能な林業の技術は、皆伐一斉造林を前提としている。後者については、建築物を造る際、木材以外にも鉄やコンクリートが使用されることになるが、それらに使われる露天掘りの鉱山で採掘された砂や鉄鉱石を使用した鉄やコンクリートを購入しないかどうかの議論と同じ話である。そして、そうしたルールを定めて運用していく事がコストや運用の面で可能かとなる。皆伐に対する多様な意見がある中で、法制度や費用対効果の観点から私としては難しいのではないかと思う。問題は皆伐した後、植林等の措置を確実にやっていく事が今後においても持続可能な林業といえる。

眞木委員：

林業者の立場からは、蔵治委員の意見は首肯のできるものである。ただ、実際に皆伐というのは、ないのが現状である。今後、木材の需要との関係で、皆伐する必要性が出てくることもあるかと思うが、伐ったら植林を行うというのは、人工林と付き合いしてきた林業者の鉄則である。

長谷川委員：

皆伐した後の植林については適切な樹種や場所に植えることや、できればそうした配慮をした森林から出てきた木材を優先的に公共事業で購入する仕組みを構築し、森林の公益的機能に対して理解し、保全している業者が報われるようにしてもらいたい。

眞木委員：

当然、これまでの経験則や新しい技術体系の中でやらなければいけない部分はある。

天野委員：

木の伐り方についても問題となる部分がある。昔は木の搬出にあたって索道を使ったケースが多いが、今はパイロット道路を入れ、木を伐り倒して搬出するが、その結果かなり山が荒れてしまう。様々な手当はするが、雨が降るたびに大量の土砂が流れてしまう。そういったことから木の伐り方も一つのテーマにしたい。

また、2-4における事前質問回答②の部分で、分流化するには莫大な費用と時間

を必要とすることから現実的ではないとあるが、設備の老朽化に伴う更新時のような機会には、大量の BOD 等の負荷が海域にいかないように分流化の検討をしていただきたい。

(2) 緑のダム部会について

6月27日午後1時30分から開催した平成28年度岡崎市水循環推進協議会第1回緑のダム部会の資料に基づき、事務局及び補足として蔵治委員から説明がされた。

質疑、応答

井上委員：

緑のダム部会資料の水循環影響調査で期間が10年間とあるが、間伐前後の影響を正確に調査することを考慮すると20年といったより長い期間が必要ではないかと思う。長期的視点に立って、より時間をかけた調査をしてほしい。

事務局：(環境総務課総務調整班班長)

とりあえずの期間として10年間と設定している。10年間調査を行い、継続するかどうかについて、一定の期間後に判断するものと考えている。

12 閉会